

第 4 期特定健康診査等実施計画

全国印刷工業健康保険組合

令和 6 年 3 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、印刷等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

令和4年度において、事業所数1,199社、被保険者数37,329名、被扶養者数23,235名（扶養率0.62）を擁している。加入事業者は、中小事業所を中心に、被保険者20人以下の事業所が894社と全体の75%以上を占めている。1事業所あたりの平均被保険者数は約31人。当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢45.07歳で、男性が全体の約69%を占める。

健康診査については、当健康保険組合及び東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という）が契約する健診機関において、巡回健診を主体に実施。その他、健診機関及び東振協との契約に基づいた施設における健診並びに人間ドック、女子被保険者・女子配偶者を対象とした婦人生活習慣病予防健診（以下「婦人健診」という）を実施している。

令和4年度、被保険者の受診状況については、生活習慣病予防健診21,397名、若年者生活習慣病予防健診7,078名、婦人健診受診者数（被保険者）3,049名、人間ドック2,360名となり受診率に換算すると90.77%と非常に高い受診率となっている。一方、被扶養者では、婦人健診2,815名が受診しており、40歳以上74歳以下における被扶養者の受診率では39.91%となっている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者への対応に万全を期するため、広報誌、リーフレット、ホームページ等を駆使し、被保険者本人はもちろんのこと、健康診査の対象者である被扶養者への周知徹底を図り、受診率向上を目指す。

3. 事業所が行う健康診査及び保健指導との関係

従来から当健康保険組合と事業所の共同事業として健康診査を実施してきたことから、引き続き当健康保険組合が主体となって実施する（委託を含む）。

このほか、事業主が独自に実施する健康診査については、そのデータ提供に協力を求め、当該健康診査等事業を組合が一括データ管理の上実績向上に徹底努力する。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

については、特定保健指導対象者を確実に把握し、対象者本人あて通知することはもちろん、事業所への理解と協力を積極的に促すため事業所訪問等により当事業の有効性を訴える。また、指導を受けやすい環境整備・体制づくりを目指す。

I 達成目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.00%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	総合健保目標
被保険者	91.50%	92.00%	92.50%	93.00%	93.50%	93.50%	
被扶養者	40.68%	43.16%	45.68%	48.25%	50.88%	50.49%	
被保険者＋被扶養者	81.00%	82.00%	83.00%	84.00%	85.00%	85.00%	85.00%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率30.00%とする。

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	総合健保目標
40歳以上対象者（人）	30,113	30,014	29,916	29,819	29,723	29,628	—
特定保健指導の対象者数（推計）	4,566	4,559	4,553	4,545	4,538	4,532	—
実施率	15.00%	18.00%	21.00%	24.00%	27.00%	30.00%	30.00%
実施者数	684	821	957	1,091	1,225	1,360	—

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和6年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者（推計値）	23,893	23,869	23,845	23,821	23,797	23,773
40歳以上対象者	23,893	23,869	23,845	23,821	23,797	23,773
目標実施率（％）	91.50%	92.00%	92.50%	93.00%	93.50%	93.50%
目標実施者数	21,862	21,959	22,057	22,154	22,250	22,228

被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者（推計値）	6,220	6,145	6,071	5,998	5,926	5,855
40歳以上対象者	6,220	6,145	6,071	5,998	5,926	5,855
目標実施率（％）	40.68%	43.16%	45.68%	48.25%	50.88%	50.49%
目標実施者数	2,530	2,652	2,773	2,894	3,015	2,956

被保険者＋被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者（推計値）	30,113	30,014	29,916	29,819	29,723	29,628
40歳以上対象者	30,113	30,014	29,916	29,819	29,723	29,628
目標実施率（％）	81.00%	82.00%	83.00%	84.00%	85.00%	85.00%
目標実施者数	24,392	24,611	24,830	25,048	25,265	25,184

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	4,566	4,559	4,553	4,545	4,538	4,532
動機付け支援対象者	1,858	1,855	1,851	1,847	1,844	1,840
実施率（％）	15.00%	18.00%	21.00%	24.00%	27.00%	30.00%
実施者数	278	334	389	443	498	552
積極的支援対象者	2,708	2,704	2,702	2,698	2,694	2,692
実施率（％）	15.00%	18.00%	21.00%	24.00%	27.00%	30.00%
実施者数	406	487	568	648	727	808
保健指導対象者	4,566	4,559	4,553	4,545	4,538	4,532
実施率（％）	15.00%	18.00%	21.00%	24.00%	27.00%	30.00%
実施者数	684	821	957	1,091	1,225	1,360

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

被保険者並びに被扶養者に対する特定健康診査（巡回健診・施設健診・人間ドック・婦人健診）は、当健康保険組合及び東振協、健康保険組合連合会（以下「健保連」という）が契約する健診機関において巡回健診を中心に実施し、また、健診機関の施設等においても実施する。

特定保健指導については、当健康保険組合及び東振協・健保連が契約する健診機関の施設で実施あるいは、当該健診機関が事業所に巡回して行う。また、外部委託機関についても事業所に巡回して実施する。

(2) 実施項目

特定健康診査の実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査

当健康保険組合が契約する健診機関、東振協並びに健保連が契約する健診機関に委託する。

イ 特定保健指導

当健康保険組合が契約する健診機関、東振協並びに健保連、外部委託機関に委託する。

(5) 受診方法

被保険者並びに被扶養者に対する特定健康診査（巡回健診・施設健診・人間ドック・婦人健診）は、当健康保険組合及び東振協、健保連が契約する健診機関において、契約医療機関一覧表から選択し、当健康保険組合宛てに申し込みをする。

特定保健指導は、特定健康診査の結果に基づき、当健康保険組合及び東振協が契約する健診機関並びに外部委託機関からの案内等によって実施する。

(6) 周知・案内方法

周知は、事業主宛に案内通知をするとともに機関誌及びホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約医療機関から直接、または、代行機関を通じ電子データを随時（または月単位）受領して当健康保険組合で保管する。

特定保健指導についても同様とし、外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含め5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、受診後の保健指導レベル判定（階層化）に基づき決定する。

IV 個人情報の保護

当健康保険組合は、全国印刷工業健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された特定健康診査・特定保健指導実施機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合保健事業事務担当職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、必要に応じて見直しを検討する。

また、令和9年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健康保険組合に所属する保健師については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。